

社会を明るくする運動八王子市実施委員会負担金交付要綱（平成31年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会を明るくする運動八王子市実施委員会（以下、「実施委員会」という。）が行う社会を明るくする運動（以下、「社明運動」という。）において、八王子市がその経費の一部を負担することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 負担金の交付対象となる団体は、実施委員会とする。

（交付対象事業）

第3条 負担金の交付対象となる事業は、実施委員会が行う社明運動とする。

（負担金額）

第4条 負担金の額は、予算の範囲内で、前条に定める経費のうち市長が必要かつ適当と認める額とする。

（交付申請）

第5条 実施委員会は、交付対象事業を実施しようとする場合は、第1号様式（様式略）による負担金交付申請書に必要な書類を添えて、事業実施の15日前までに市長に提出するものとする。

（交付決定通知書）

第6条 規則第7条に規定する補助金等の交付の決定の通知は、負担金交付決定通知書（第2号様式（様式略））による。

（実績報告書）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、負担金交付事業実績報告書（第3号様式（様式略））による。

（確定通知書）

第8条 規則第13条に規定する補助金等の額の確定の通知は、負担金確定通知書（第4号様式（様式略））による。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この要綱は、平成34年（2022年）3月31日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。